

愛知県がん対策企業連携事業実施要綱

(実施目的)

第1 県民の死亡原因の第1位であるがんについて、愛知県（以下「県」という。）は「愛知県がん対策推進計画」に基づき総合的な対策を進めているところであるが、がんによる死亡率の減少のためのがんの予防、検診受診促進に関する普及啓発やがん患者の支援に積極的に取り組む企業を愛知県がん対策推進連携企業（以下「連携企業」という）として指定し、連携企業における取組を県が支援する等により、一層効果的にがん対策を推進することを目的とする。

(対象企業)

第2 県内に事業所又は支店（営業所等を含む。）を有し、がん対策の推進に継続的に取り組む意向を持つ企業であって、以下に掲げるいずれかの要件に該当する企業を対象とする。

- (1) 業務内容が、がん予防・がん検診受診率向上の取組に関連している企業
- (2) 地域密着型で県民と接する窓口を多数有する企業
- (3) その他、企業の取組が、がん対策の推進に寄与すると認められる企業

(連携企業の申込み)

第3 連携企業の指定を希望する企業は (1) から (3) までのいずれかに該当する取組及び (4) から (6) までのいずれかに該当する取組を行うことを計画し、当該取組内容を記載した愛知県がん対策推進連携企業指定申込書（様式1）を県に提出するものとする。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 従業員・家族へのがん予防や検診に関する正しい情報の提供
- (3) がん患者（治療経験者を含む）である従業員に対する就労継続等の支援
- (4) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等による県民へのがん検診の受診勧奨
- (5) 県が実施するがん検診受診促進のための普及啓発やがん患者支援の取組への協力
- (6) その他、県民のがん検診の受診啓発やがん患者支援に関する取組

(連携企業の指定)

第4 県は、前条の申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、第2に規定する要件を満たし、かつ、当該計画の内容が、がん対策の推進に寄与すると認められる場合には、当該企業を連携企業として指定する。

- 2 指定の有効期間は、指定日から当該年度の末日までとし、連携企業から指定辞退の申し出がない限り、引き続き一年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(連携企業として遵守すべき事項)

第5 連携企業は、連携企業としての取組（以下「取組」という。）を実施する

にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある取組を行わないこと
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴った取組を行わないこと
- (3) 企業等の利益誘導のみに取組を利用しないこと
- (4) 特定の治療法のみを勧奨するなど偏った情報提供を行わないこと

(報告)

第6 連携企業は、毎年4月末日までに、愛知県がん対策推進連携企業事業報告書(様式2)により、前年度における取組の実施状況を報告するものとする。

(指定の取消し)

第7 県は、連携企業がこの要綱の実施目的等に照らして、適切な取組を行っておらず、又は不適切な取組を行っていると思われる場合は、指定を取消しする。

(指定の辞退)

第8 連携企業は、指定の辞退を希望する場合は、書面によりその旨を申し出ることにより、指定を辞退することができる。

(費用負担)

第9 取組の実施に関して必要な費用は、連携企業が負担する。

(県の支援等)

第10 県は、連携企業に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 取組に必要ながんに関する情報提供等の協力を行う。
- (2) 県のホームページ等に連携企業の名称や取組内容等を掲載し、県民に広報する。
- (3) 連携企業は、商品パッケージ、広告等に「愛知県がん対策推進連携企業」である旨の表示ができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛知県保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。